

花咲く海の町かみのせき振興券特定事業者実施要領

1. 事業の概要

(1) 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響を鑑み、町民の生活支援を図るとともに、低迷した地域経済の活性化へ繋げるため、花咲く海の町かみのせき振興券を発行する。

(2) 振興券の名称

花咲く海の町かみのせき振興券（以下「振興券」という。）

(3) 発行者及び発行金額

上関町 25,600,000円（予定）

町民一人当たり 10,000円分（額面500円券×20枚）

(4) 交付対象者

上関町に住民登録のある全町民

(5) 振興券の利用期間

令和3年8月1日（日）～令和3年12月31日（金）

2. 取扱事業者（特定事業者）について

(1) 登録有効期間 令和3年7月21日（水）～令和4年1月31日（月）まで

ただし、登録後であっても、以下の場合は登録を取り消すことがあります。

ア 申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合

イ その他、上関町が取扱参加店の登録を取り消すと判断した場合

(2) 登録手数料 無料

(3) 配布書類

登録の通知をした事業者には、この要領のほか下記の書類を同封しています。

①特定事業者登録証明書（様式第4号） 1部

②取扱店表示ポスター（A4） 1部

③振興券換金請求書（3部複写・20組入り） 1冊

④振興券見本 1部

※①「特定事業者登録証明書」（様式第4号）は、換金手続きの際に金融機関の窓口には必ず提示することになりますので、紛失しないようご注意ください。

②「取扱店表示ポスター」は、店舗の利用者にわかりやすい場所に掲示してください。

3. 商品券の対象とならないもの

次に掲げる物品や役務の提供は商品券の使用対象外とします。

- (1) 出資、有価証券の購入、保険診療対象となる医療費、処方箋により処方された薬代、又は金融機関への預け入れ等の消費に当たらない取引
- (2) 商品券、ビール券、酒券、図書券、プリペイドカード、はがき、切手、印紙、電子マネー、宝くじ等の換金性があり、かつ広域的に流通しうるものを購入する取引
- (3) たばこ
- (4) 国税、地方税、使用料などの租税公課
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

※町指定のゴミ袋についても対象となりませんので、取扱店におかれましてはご注意ください。

4. 振興券の換金方法

- (1) 換金窓口

山口銀行上関支店、東山口信用金庫上関支店、山口県農協上関支所

のうち、申請書に記入した指定の口座に入金します。

- (2) 換金受付期間

令和 3 年 8 月 23 日（月）～令和 4 年 1 月 24 日（月）まで

※受付期間を過ぎた振興券の換金はできません。必ず期間内に換金するようにしてください。

- (3) 換金手続方法

①使用済み振興券の裏面の「取扱店記入欄」に事業者名を記載（スタンプ可）してください。

②振興券換金請求書（3部複写）に必要事項を記入（別添記入例参照）し、①の振興券、特定事業所登録証明書（様式第2号）と一緒に、予め届け出た金融機関の支店の窓口を持参し、換金を申し出てください。その後、ご指定の口座に代金が振り込まれます。

- (4) 換金日

毎月 8 日及び 22 日の 2 回

（但し、その日が金融機関の休日であった場合は翌営業日。※下表参照）

【換金日】

月	換金日	月	換金日
8月	23日	11月	8日、22日
9月	8日、22日	12月	8日、22日
10月	8日、22日	1月	11日、24日

(5) 換金手数料（特定事業者負担金） 無料

5. 振興券の取り扱いに係る留意事項

振興券の取り扱いにおいては、特に次の事項についてご注意ください。

(1) 振興券の使用

- ・振興券の返金を行わないでください。
- ・額面金額を超える場合の不足額は、現金等で受け取ってください。
- ・額面金額未満の使用であっても、つり銭は渡さないでください。

6. 特定事業者禁止事項等

次に掲げるような不適切な行為を行ったと本町が認定した場合には、特定事業者登録を解除するとともに、本町に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

- (1) 振興券と現金との引き換え
- (2) 事業決済資金（買掛金、未払い金等）としての流用や出資
- (3) 振興券の交付を受けた者が自社商品の購買に振興券を使用すること
- (4) 振興券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いること

7. 特定事業者の責務等

特定事業者は、次に掲げる事項を遵守又は注意してください。

- (1) 特定事業者は、振興券が利用可能な店舗であることが明確になるように、上関町商工会が配布するポスター等の販売ツールを、利用者にわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用される振興券について、色合いが明らかに違うなど、偽造された振興券と判別できる場合は、振興券の受取りを拒否するとともに、その事実を直ちに警察へ通報してください。

また、その旨を役場総合企画課企画調整係（☎62-0316）へご連絡ください。

- (3) 取引により振興券を受け取ったときは、使用済みの振興券の再流出を防止する

ため、振興券の裏面に事業所名を記入するとともに、既に事業所名の記入があるものは受取りを拒否してください。

8. その他

- (1) 一人の利用者が、一度の購入に大量の振興券を使用するといった「振興券の第三者への譲渡が疑われるケース」を覚知した場合は、次の問合せ先までご連絡ください。
- (2) 交付対象者には、引換券発送時に「振興券取扱店一覧」を送付します。
- (3) 使用期間を経過した振興券又は利用者から不要の申し出があった振興券は、事業者で受領せず、ご自身で処分するようお願いしてください。
- (4) 振興券の盗難・紛失、滅失について、発行者（上関町）は責を負いません。
- (5) 申請書に記載された事項に変更等が生じた場合は、速やかに次の問い合わせ先までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先

- ・取扱事業者の募集に関すること

上関町商工会

☎ 62-0177 FAX 62-0855

- ・振興券及び換金手続きに関すること

役場総合企画課企画調整係

☎ 62-0316 FAX 62-0783